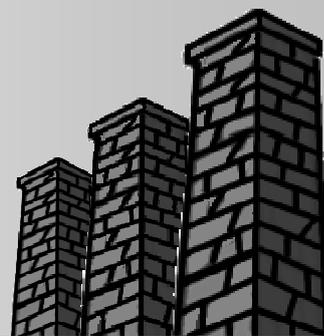


# 第 3 章

## 計画の基本理念



## 第3章 計画の基本理念

### 1 基本理念

子どもは、本市の将来の担い手であり、かけがえのない存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、本市の発展的な未来をつくる力となります。

しかし、近年、子どもの育ちや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめたり、悩みや不安を一人で抱えながら子育てを行っている人がみられます。

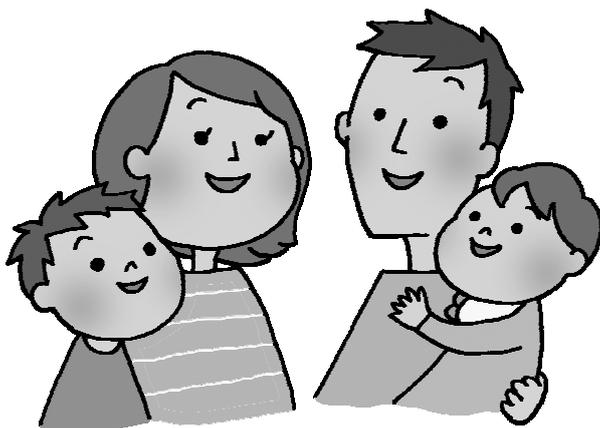
本市で育つ子どもが健やかに成長し、子育てがしやすいまちを実現していくためには、そうした人に向けた子ども・子育て支援を行っていくことが必要です。子ども・子育て支援を行っていくにあたっては、子どもの最善の利益となるよう、子どもの視点に立った支援を行います。

また、子育ては、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々子どもの成長を感じるとともに、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらすものです。

そのため、子ども・子育て支援は保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てを行いやすくなるよう地域や社会が寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、安心して子育てができ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくものです。

本計画は、このような子ども・子育て支援の考えのもと、「生まれてよかった、育ててよかった、健やかな子育てができるまち ところなめ」の実現をめざし、子ども・子育て支援を行っていきます。

**生まれてよかった、育ててよかった、  
健やかな子育てができるまち ところなめ**



## 2 基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの視点を持って推進していきます。

### (1) 子ども・子育ての思いの共有

子育ての仕方や子育てについての考え方は保護者によって異なります。また、家庭環境、就労形態などにより、必要とする子育て支援も異なります。

しかし、どの保護者も自分の子どもが何よりも大切であるという気持ちは変わりません。その思いを共有し、互いの立場や考えを理解し、手を取り合って子ども・子育てができるまちをめざします。

### (2) 質の高い、幼児教育・保育の提供

子ども・子育て支援新制度では、市町村は「実施主体」として、責任を持って幼児教育・保育の質を確保し、安定的な制度運用を行っていくことが求められています。

また、子ども・子育て支援新制度のもとでは、家庭や就労状況に応じて利用する幼児教育・保育の認定が行われます。

本市の幼稚園、保育園、認定こども園では「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の特性を考慮し教育・保育をしています。また、幼児教育・保育を一体的に提供するため、保育交流や合同研修等を実施しています。

今後は、公立・民間を問わず保育者の保育技術や知識を一層深めるために、様々な研修を実施することで、どの施設を利用しても質の高い幼児教育・保育が提供できるように努めていきます。

### (3) 地域特性に応じた子ども・子育てを支援

本市の市域は南北に長く、人口や年齢構成、地理的な要因、交通事情などにより地域の特性は異なり、地域によって必要とされる子ども・子育て支援は異なります。地域ごとの利用者の実情に応じた支援を行っていきます。

